

## 議第37号

三島市特別会計条例の一部を改正する条例案

三島市特別会計条例（昭和51年三島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第2条中「(第2号を除く。)」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定は、平成30年度の予算から適用し、平成29年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士